

## 沖縄県立宜野座高等学校 運動部活動に係る活動方針

### 〔運動部活動基本方針〕

本方針は「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、学校、地域、競技種目等に応じて多様な形で最適に実施される事を目指す。

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。

生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組む。

### 1 適切な運営のために

- (1) 生徒や教職員の人数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務を軽減する観点から、学校の実情・実態に応じた部活数を設置する。
- (2) 運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な校務分掌となるよう留意し、適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (3) 校長は、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (4) 運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長へ提出する。

### 2 合理的かつ効率的・効果的な活動のために

#### (1) 適切な指導の実施

- ①校長、運動部顧問及び指導者は「運動部活動における総合的なガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
  - ア) 練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先する。
  - イ) 生徒の安全が確保できない場合、活動の中止や計画を見直す等、適切に対応する。
  - ウ) 夏季の活動では、熱中症等に注意し、注意報等が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わない。
  - エ) 指導者は、生徒との信頼関係を前提とした指導を行う。
  - オ) 運動部活動では、肉体的、精神的な負担や厳しい指導と体罰等の禁止事項に該当する指導をしっかりと区別して行う。
- ②運動部顧問は、トレーニング効果を得るためには休養を適切にとることが必要であり、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高める等、スポーツ医・科学の視点を基にした指導を行う。
  - ア) 生徒の体力の向上や生涯を通してスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図る。
  - イ) 競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングを積極的に取り入れ、休養を適切

に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ) 保健体育担当の教職員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に配慮した指導を行う。

#### (2) 運動部活動用指導手引の普及活動

運動部顧問は、中央競技団体が作成する指導手引を活用して、上記2の(1)に基づいた指導を行う。

### **3 運動部活動の休養日及び活動時間**

#### (1) 学期中の活動

学期中は、原則として週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」)は少なくとも1日以上を休養日とする。強化期間として休養日に活動する場合は、校長の許可を得る。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えるものとする。

#### (2) 長期休業期間中の活動

長期休業期間中の活動は、学期中の活動に準ずる。長期休業期間中にある程度の休養期間(オフシーズン)を設ける。

#### (3) 活動時間

1日の活動時間は、原則として夏季(4月～10月)は19時、冬季(11月～3月)は18時30分までの2時間程度とする。但し、週末を含め学校の休業日は、3～4時間程度を目途として活動できる。

#### (4) その他

部活動は定期考査前の4日間、及び考査期間中は原則として認めない。定期考査後1週間以内に対外試合、発表会等、特別な理由がある場合には、校長許可の下、2時間以内に限り活動することができる。

### **4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備**

(1) 生徒の状況を鑑み、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置するよう努める。

(2) 生徒のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力等による学校と地域が協働した形での地域におけるスポーツ環境の整備に努める。

(3) 学校は、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、これらの取り組みを推進することについて、関係者並びに保護者の理解と協力を促す。

上記方針は令和元年9月1日より実施する  
策定期日:令和元年8月29日

## 沖縄県立宜野座高等学校 文化部活動に係る活動方針

### 〔文化部活動基本方針〕

本方針は「文化部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒にとって望ましい芸術文化等の活動環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、学校、地域、活動の内容等に応じて多様な形で最適に実施される事を目指す。

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。

生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組む

### 1 適切な運営のために

- (1) 生徒や教職員の人数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務を軽減する観点から、学校の実情・実態に応じた部活数を設置する。
- (2) 文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、適切な校務分掌となるよう留意し、適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (3) 校長は、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- (4) 文化部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長へ提出する。

### 2 合理的かつ効率的・効果的な活動のために

#### (1) 適切な指導の実施

- ①校長、文化部顧問及び指導者は「文化部活動における総合的なガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
  - ア) 練習及び諸活動の実施については、生徒の安全確保を最優先する。
  - イ) 生徒の安全が確保できない場合、活動の中止や計画を見直す等、適切に対応する。
  - ウ) 夏季の活動では、熱中症等に注意し、注意報等が発せられた当該地域・時間帯における活動は原則行わない。
  - エ) 指導者は、生徒との信頼関係を前提とした指導を行う。
  - オ) 文化部活動では、肉体的、精神的な負担や厳しい指導と体罰等の禁止事項に該当する指導をしっかりと区別して行う。
- ②分野の特性等を踏まえた合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
  - ア) 生涯を通じて芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。
  - イ) 専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

## (2) 文化部活動用指導手引の普及・活用

文化部活動の指導者は、関係団体等が文化部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のため作成する指導手引を活用して、上記2の(1)に基づいた指導を行う。

### **3 文化部活動の休養日及び活動時間**

#### (1) 学期中の活動

学期中は、原則として週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」)は少なくとも1日以上を休養日とする。強化期間として休養日に活動する場合は、校長の許可を得る。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えるものとする。

#### (2) 長期休業期間中の活動

長期休業期間中の活動は、学期中の活動に準ずる。長期休業期間中にある程度の休養期間(オフシーズン)を設ける。

#### (3) 活動時間

1日の活動時間は、原則として夏季(4月～10月)は19時、冬季(11月～3月)は18時30分までの2時間程度とする。但し、週末を含め学校の休業日は、3～4時間程度を目途として活動できる。

#### (4) その他

部活動は定期考査前の4日間、及び考査期間中は原則として認めない。定期考査後1週間以内に対外試合、発表会等、特別な理由がある場合には、校長許可の下、2時間以内に限り活動することができる。

### **4 生徒のニーズを踏まえた芸術文化等の環境の整備**

(1) 生徒の状況を鑑み、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部を設置するよう努める。

(2) 生徒の関係団体等との連携、保護者の理解と協力等による学校と地域が協働した形で地域における芸術文化等の環境の整備に努める。

(3) 学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考えの下、これらの取り組みを推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

上記方針は、令和元年9月1日より実施する  
策定期日：令和元年8月29日